

奥多摩町議会議員選挙

〜きれいな選挙で 明るい奥多摩を〜

【選挙日程】

選挙告示

11月7日（火）

投票日

11月12日（日）

午前7時から午後6時

選挙会・開票日

11月12日（日）

午後8時から

福祉会館1階集會室

*開票所への入場は、会場の都合により1候補者につき2名まで。一般の方はご遠慮ください。
*町ホームページにより開票速報を行います。

【投票のできる方】

選挙人名簿登録基準日および登録日は、11月6日です。投票のできる方は、つぎのとおりです。
◎平成17年11月13日までに生まれた方で、住民基本台帳に登録され3か月の住所要件を備えている

方。

◎令和5年8月6日までに奥多摩町に転入の届出をし、住民基本台帳へ登録の手続きをされた方。
（注）投票日までの間に町外へ転出された方は、投票できません。

【町内で転居した方の投票】

10月20日までに転居手続きをされた方は、その転居先の投票所で投票を行うこととなりますが、10月21日以降に転居手続きをされた方については、転居前の投票所で投票することとなります。

【期日前投票】

◎投票日に仕事や旅行などで投票所へ行けない方は、期日前投票ができます。

《期日前投票のできる期間》11月8日（水）から

11日（土）までの毎日、午前8時30分から午後8時

時まで選挙管理委員会事務局（役場地下1階会議室）で行うことができます。

【不在者投票】

◎出産や病気などで入院されている方や老人ホームなどの施設に入っている方で、その施設が不在者投票のできる施設として指定を受けている場合、その入院先や老人ホームで不在者投票をすることができません。

（注）投票開始日は選挙

期日の告示の翌日（8日（水））からとなりますので、ご注意ください。

【郵便等投票】

身体障害者手帳などをお持ちで、法に定められた方は、郵便等投票をすることができません。

これらの制度を利用するには、事前に申請・届出が必要となります。詳しくは町選挙管理委員会

事務局までお問い合わせください。

【代理投票・点字投票】

手や目が不自由なため文字を書くことが困難な方は、投票所で係員に申し出てください。法で定められた手続きにより、代理投票をします。

【点字投票】

目の不自由な方で、通常の文字が書けない方には、点字による投票が認められています。各投票所で係員に申し出てください。この場合、点字器のご使用は、投票所に備え付けのものとなります。

【入場整理券】

入場整理券は11月7日頃郵送します。投票の際には忘れずにお持ちください。

万一、入場整理券を紛失された場合でも投票はできますので、棄権しないで投票所へおいでください。

【選挙公報】

選挙公報は、11月10日頃新聞折り込みでお届けします。

折り込む新聞は、朝日、読売、毎日、東京、日本経済、産経新聞です。

なお、これらの新聞を購読されていない方は、購読によりお届けしますので、選挙管理委員会事務局までご連絡ください。

また、選挙公報は、役場、子ども家庭支援センター、保健福祉センター、各自治会長宅などに備え置くほか、町ホームページに掲載します。
※問い合わせは、選挙管理委員会事務局

☎ 83-2345
内線 430

